

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年2月9日（平成30年（行情）諮問第79号）

答申日：平成30年10月22日（平成30年度（行情）答申第263号）

事件名：特定市等における外国人技能実習生雇用企業名等が分かる文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定市A，特定市B，特定町における外国人技能実習生雇用企業名，所在地及び最新のもの」（以下「本件対象文書」という。）につき，その全部を不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年11月1日付け京労発安1101第1号により，京都労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 私は，私の住む市の公共的団体に所属し，ボランティアとして「外国人のための日本語教室」や「外国人のための災害時支援」など，外国人が市内で，ひいてはこの国で暮らしやすくなるための活動をしています。

日本で暮らす外国人もまた，言葉の壁と文化の違いに生きづらさを抱えて今日も悩み苦しんでいます。

特に，国策として我が国に来ている技能実習生は20代と若く，職場を変えることも許されず，非常に弱い立場に置かされています。

企業に雇用されてからは，日本語の習得訓練はほとんどされず，生活エリアが広がっていくこともなく日本社会で孤立しています。

そして最も危惧されるのは，地震や台風など，生命の安全にも関わったり避難を余儀なくされる災害が発生したときに，安全で安心していただけるかどうかです。

このように、高度の「生活弱者」であり「災害弱者」の技能実習生がどこにいるのかさえわかり得ない現状では、実習生自身が孤立から抜け出せず、また自治体や地域が実習生の生活の向上に寄与することも災害時の支援をすることもできません。存在の情報を自治体も地域も共有できてこそ支援ができ、あわせて企業への支援、企業の発展に資することになります。「あの企業に技能実習生がいる」ことをなぜ国は隠すのか。このことが、企業が実習生を囲い込み多くの事件不祥事を起こしている大きな要因になっているのです。「企業が実習生を雇用している」ことは、そもそも社会として当然認識できなければならないことです。

以上、私自身外国人支援をしていることもあって開示請求を行ったものです。

次に、処分庁が言われている不開示理由には納得できません。以下、不服内容を申し上げます。

(ア)「競争や利益を害する」と言われていますが、雇用企業の開示がなぜ害するのか？

(イ)「公開を前提としていない」はおかしいです。行政文書に「前提としているもの」と「していないもの」がなぜあるのですか？文書を作った時から区分しているのですか？行政文書は、全て公開を原則・前提としなければなりません。

「ハローワークと企業の信頼関係に支障が出る」もおかしいです。どんな信頼関係でしょう？国民との信頼関係の方が大事です。

そのあとも、「可能性」や「おそれ」のようなあいまいなことばを使っていますが。

また、開示できない「性質」とは何なのですか？

開示すればどんな不都合が起きるのか、お答えください。

こんなことを言っているのは、実習生が被害者となる事件不祥事が絶えることはないでしょう。

この情報は、国にとっても企業にとっても堂々とオープンにできるものですよ。

以上、技能実習生目線、国民目線での審査をよろしく願います。

(2) 意見書

ア 私の紹介

私は住所地の市において、市から補助金を受け国際交流活動を行っている公的団体の特定役職です。当団体として、市内で暮らす外国人に対して、恒常的な「外国人のための日本語教室」の実施や、災

害弱者と位置付けられている外国人に対して災害時の支援に関する活動を行っています。私自身も日本語教室のボランティアとして、現在まで特定年間活動をしてきました。私たちの活動は、直接外国人にはもちろん、技能実習生などの雇用企業の発展にも寄与していることは言うまでもありません。

特に近年はベトナムの技能実習生が増加し、新たにフィリピンの実習生も何十人と生活をしています。彼らは、日本語の壁や文化の違いなど、まだまだ地域住民とともに暮らしているとは言いがたく、特に地震や台風などの災害非常時には大丈夫かと心配をしています。

イ 諮問庁が非開示とした理由説明に対する反論

(ア) 「当該事業所の競争上の地位、正当な利益を害するおそれがある」
に対して。

(反 論)

私は、私の日常生活圏域 2 市 1 町に存する、技能実習生雇用企業の所在地を含む企業名のみ開示を求めているのです。

その内容が公になることそのものが、なぜ競争と利益を損なうことになるのか。技能実習制度の活用は、何も現在活用している企業だけの特権ではなく、要件さえあれば他の企業も活用できる開かれた制度です。公にした企業が損害を被ることなどは全くありません。公にすれば他企業からどんな不利益を受けるのでしょうか。具体的に教えてください。

(イ) 「国の事務事業に支障を及ぼす」「公共職業安定所と企業との信頼関係に支障が出る」に対して。

(反 論)

これもまた理解できません。

国の事務事業にどんな支障が出るのか教えてください。

職業安定所と企業との「信頼関係」って何でしょうか。「信頼関係」というなら、「国民との信頼関係」が何よりも優先されるべきです。国が企業を公にしないことは信頼関係ではありません。公にしたうえで企業の適正な発展を支えていくのが国の役割であり、それが国民の信頼を得ることになります。

(ウ) 補足意見

技能実習制度を巡っては、問題の枚挙にいとまがありません。2016年には指導監督対象の7割の事業所が法令違反を犯し、17年には213機関もに不正行為が発覚しています。発覚していないものもまだまだあるでしょう。私に関わる日本語教室に来ていた実習生も蒸発しました。

そんな現状を一定反省し改善しようと制定されたのが、昨年11月に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」だと思います。この法律をつくったこと自体が、国自らこれまでの人権問題とも言える弱者である実習生を被害者とした数々の事件・問題が発生してきたことの証左です。

私は、ここまでに至った原因の大きなものが、国が言う私には理解できない「企業との信頼関係」だと思います。この公にしない姿勢が自治体や地域との隔絶を生み、不正行為を生み、夢と希望に満ちて日本に来た実習生に苦しみと失望を与えてきたのです。変な信頼関係に固執して、隠す時代ではありません。堂々と公にしましょう。企業にとってもこれは社会的責務です。

ここで、実習生にとって一定改善された今回の法律の中身のうち、企業の公表に関わる部分を確認しておきましょう。

実習生と地域社会との共生を図る

企業にはもちろん、監理団体にも取り組みを求めています。

- ・企業内外で日本語教育の支援を行う。
- ・地域社会と交流する機会をつくる。
- ・日本文化に触れ、学ぶ機会をつくる。

自治体も含む地域協議会をつくる

これらすべて、まず国が企業を公にすることが不可欠です。国自身が自ら言っていることを守ってください。

(エ) 最後にもう1点。

我が国は地震や台風など、災害大国です。災害時には、言語の面でも外国人は、特に彼らだけで居住している技能実習生は最も「災害弱者」と言えます。彼らも地域住民の一員として、同じように必要な支援を受けられる。そのような地域にするために、この観点からも国は公にしなければなりません。これは社会の要請です。

私は、平成26年2月にも今回と同内容の行政文書開示請求を、同じく処分庁に提出し、非開示の扱いを受けています。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年10月17日付けで処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が平成29年11月1日付け京労発安1101第1号により原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成29年11月11日付け（平成29年11月13日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件審査請求に係る開示請求は、「特定市 A，特定市 B，特定町における外国人技能実習生雇用企業名，所在地及び最新のもの」に関して行われたものである。

処分庁は、雇用対策法 28 条に基づき事業主から届け出られた外国人雇用状況届出により収集した情報のうち、開示請求書に記載された地域において外国人技能実習生を雇用している事業所名及び所在地に関するデータを本件対象行政文書として特定した。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法 5 条 2 号イ 該当性

法 5 条 2 号は「法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を「不開示情報」としている。

外国人雇用状況届出制度は、雇用対策法 28 条に基づき、外国人を雇い入れたすべての事業主（個人事業主と法人とを問わない）に厚生労働大臣（公共職業安定所長）への届出を義務づけるものであるが、技能実習生を受け入れるか否かは、当該事業所の経営・人事戦略のもとで決定されるものであり、他の事業所が知ることによって「競争上の地位その他正当な利益」を害するおそれがあると考えられ、法 5 条 2 号イに該当することから、不開示とすることが妥当である。

イ 法 5 条 6 号 柱書き 該当性

法 5 条 6 号は、「国の機関，地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報」であって，公にすることにより，「当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を「不開示情報」としている。

外国人雇用状況届出制度は、雇用対策法 28 条に基づき、外国人を雇い入れたすべての事業主に厚生労働大臣（公共職業安定所長）への届出を義務づけるものであり、法 5 条 6 号に規定する「国の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当する。

本制度により届け出られた事業所情報等については、上記アのとおり、公にすることにより法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報であることから、万一公表となった場合には、公共職業安定所と企業との信頼関係に支障が生じ、求人開拓、外国人労働者の斡旋等の業務に支障を及ぼす可能性があり、法5条6号柱書に該当するため、不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「法5条2号イ及び6号柱書きに該当しない」として原処分を取消しを求めているが、これに対する処分庁の説明は上記(2)のとおりであり、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、不開示理由として、法5条2号イ及び6号柱書きにより、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 平成30年2月9日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月22日 | 審議 |
| ④ | 同年3月12日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年9月27日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年10月18日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、「特定市A、特定市B、特定町における外国人技能実習生雇用企業名、所在地及び最新のもの」の開示を求めるものである。

処分庁は、雇用対策法28条1項の規定に基づき外国人を雇い入れた事業主から届出があった内容を登録しているシステムから、本件開示請求書に記載された地域において外国人技能実習生を雇用している事業所名及び所在地を抽出・印字した文書を本件対象文書として特定し、その全部を法5条2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 法5条2号イ及び6号柱書き該当性について

本件対象文書には、特定市A、特定市B、特定町における外国人技

能実習生を雇用している事業所の名称及び所在地が記載されており、これを公にすると、当該事業所の具体的な経営方針や人事・労務管理の状況などを知られることになり、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

当審査会において、本件開示決定通知書を確認したところ、「不開示とした理由」欄には、不開示とする理由につき、「「競争上の地位その他正当な利益」を害するおそれがあると考えられるため。」などと記載されているものの、不開示情報該当条項が記載されておらず、当審査会に対して提出された理由説明書において初めて、法5条2号イ及び6号柱書きに該当する旨の説明がされている。

原処分における不開示理由の提示は、開示請求者に対し、法5条各号のうちどの不開示情報に該当することとなるのかについて必ずしも明確に示されていないため、行政手続法8条の趣旨に照らし、不適切なものであったと認められる。

したがって、諮問庁においては、今後、処分庁に対する適切な指導が望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、同条2号イに該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子